

協議第 1 号

自家用有償旅客運送の更新登録に係る協議について

小坂町が運送主体である路線（通称：野口線）について、下記内容により、道路運送法第 79 条の 6 による更新登録を予定している。

そのため、同法施行規則第 51 条の 3 第 4 項により、地域公共交通会議の協議が調っていることを証する書類が必要となる。

1. 更新の理由

野口線は、川上地区から中央地区まで運行しているが、登録の有効期間が令和 2 年 9 月 30 日で満了するため、更新の登録が必要となる。

2. 更新の内容

① 運送の主体（名称、住所、代表者の氏名）

小坂町

秋田県鹿角郡小坂町小坂字上谷地 4 1 番地 1

小坂町長 細 越 満

② 自家用有償旅客運送の種別

市町村運営有償運送：交通空白輸送

③ 路線

小坂操車場（小坂字上小坂 2 番地 1）からあすなろ前（小坂字仁吾平 1 7 番地 1）

④ 運行系統又は運送の区間等

運行系統			料程
起点	主な経由地	終点	
小坂操車場	役場前、川上公民館前	あすなろ前	13.4 km

⑤ 運賃及び料金の種類

種類	運賃の額（1 回）	適用方法
大人	1 人 100～200 円	大人とは、中学生以上とする。
子供	1 人 無料	子供とは、小学生以下とする。

⑥ 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合にはその条件

特になし

令和 2 年 6 月 1 8 日提出

小坂町地域公共交通会議

会長 山 崎 明

道路運送法施行規則第51条の3第4項に掲げる協議が調っていることの証明書（案）

令和2年6月18日付け第1回小坂町地域公共交通会議において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 運送の主体

小坂町

秋田県鹿角郡小坂町小坂字上谷地41番地1

小坂町長 細 越 満

2. 事業の種別

市町村運営有償運送：交通空白輸送

3. 路線

小坂操車場（小坂字上小坂2番地1）からあすなろ前（小坂字仁吾平17番地1）

4. 運行系統又は運送の区間

運行系統			キロ程
起点	主な経由地	終点	
小坂操車場	役場前、川上公民館前	あすなろ前	13.4 km

5. 運賃（料金）の種類、額及び適用方法

種類	運賃の額（1回）	適用方法
大人	1人 100～200円	大人とは、中学生以上とする。
子供	1人 無料	子供とは、小学生以下とする。

6. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件特になし

令和2年6月●●日

小坂町地域公共交通会議
会長 山 崎 明